

令和3年度

# 事業報告書

令和3年4月1日から

令和4年3月31日まで

公益財団法人愛媛県市町振興協会



# 目 次

I	事業の実施状況について（公益目的事業）	1
1	資金貸付事業（定款第4条第1項第1号）	1
（1）	長期貸付	1
（2）	貸付金償還	6
（3）	貸付残高	6
2	市町村振興宝くじ交付金の交付事業（定款第4条第1項第2号）	11
（1）	市町交付金	11
（2）	基金交付金	12
3	市町振興助成事業（定款第4条第1項第3号）	13
（1）	市町振興に伴うイベント等助成事業	13
（2）	情報セキュリティ監査助成事業	14
（3）	メンタルヘルス対策事業助成金	14
（4）	災害支援金	14
4	市町職員等研修事業（定款第4条第1項第4号）	15
（1）	愛媛県研修所での研修事業	15
（2）	市町職員研修事業	17
（3）	市町村職員中央研修所（市町村アカデミー）受講に係る助成	17
（4）	全国市町村国際文化研修所（国際文化アカデミー）受講に係る助成	18
（5）	関係団体研修事業等に係る助成	19
5	市町の振興に関する情報提供事業（定款第4条第1項第5号）	20
（1）	令和3年度版「愛媛県市町要覧」の配布	20
（2）	市町振興のための資料の配付	20
（3）	地域づくり情報誌発行事業	20
II	その他事業について	21
1	市町関係団体等への助成及び寄附	21
（1）	愛媛県市長会・愛媛県町村会を經由して行う助成	21
（2）	地域医療学講座への寄附	23
（3）	愛媛県自治会館新会館建設への寄附	23
（4）	その他	23
2	市町村振興宝くじに係る広報宣伝事業	23
（1）	市町村振興宝くじ（サマージャンボ関係）	23
（2）	市町村振興宝くじ（ハロウィンジャンボ関係）	26
（3）	宝くじ公式サイトでのインターネット販売PR助成関係	29
III	総務関係	30
1	会議関係	30

(1)	本協会関係等 .....	30
(2)	理事の就任・辞任 .....	32
(3)	監事の就任・辞任 .....	32
(4)	評議員の就任・辞任 .....	33
2	その他 .....	33
(1)	事業報告書等の報告 .....	33
(2)	本協会役員及び評議員の変更報告 .....	33
(3)	主たる事務所の変更報告 .....	33
(4)	事業計画等の送付 .....	33
IV	基金積立状況 .....	34
1	サマージャンボ宝くじに係る交付金 .....	34
2	ハロウィンジャンボ宝くじに係る交付金 .....	34
V	参考資料 .....	35
1	市町振興に伴うイベント等助成金交付要領 .....	35
2	市町村職員中央研修所受講者助成金交付要領 .....	37
3	全国市町村国際文化研修所受講者助成金交付要領 .....	38
4	情報セキュリティ監査助成金交付要領 .....	39
5	市町関係団体研修事業等助成金交付要領 .....	40
6	公益財団法人愛媛県市町振興協会基金交付金交付規程 .....	41
7	公益財団法人愛媛県市町振興協会市町交付金交付規程 .....	43
8	地方財政法第 32 条 .....	46
9	公益財団法人愛媛県市町振興協会災害支援金交付規程 .....	47

## I 事業の実施状況について（公益目的事業）

### 1 資金貸付事業（定款第4条第1項第1号）

#### （1）長期貸付

##### ① 資金貸付額の選定

4月1日 令和3年度長期貸付事業の5月貸付分として、事業計画に基づき5月貸付分（資金貸付額25億円のうち5月貸付10億円）に対し、愛媛県市町振興課へ貸付予定団体及び金額の選定を依頼した。

##### ② 資金貸付額の内定

4月15日 愛媛県市町振興課から貸付予定団体の通知があり、令和3年度長期貸付額（5月分）を内定した。

##### ③ 長期貸付の借入申込通知

4月21日 内定した貸付団体に対し、関係書類を添付のうえ通知した。

##### ④ 資金貸付額の内定（追加）

4月26日 愛媛県市町振興課から貸付予定団体（追加）の通知があり、令和3年度貸付額（5月分）を追加内定した。

##### ⑤ 長期貸付の借入申込通知（追加）

4月27日 追加内定した貸付団体に対し、関係書類を添付のうえ通知した。

##### ⑥ 長期貸付の借入申込受付

5月7日 電子データにより借入申込受付を行い、貸付対象団体（4市5町）から長期貸付の借入申込みがあった。

##### ⑦ 長期貸付の貸付利率について

5月12日 5月24日の貸付利率を全国協会に準じ、償還期間5年、10年を年0.10%、12年を0.11%、15年を0.20%と決定した。

##### ⑧ 全国市町村振興協会資金の借入申込

5月14日 全国市町村振興協会へ3,100千円の借入申込みを行った。

##### ⑨ 長期貸付の借入手続（案内）

5月19日 長期貸付の借入申込みのあった団体（4市5町）に対し、長期貸付決定の案内を行った。

⑩ 長期貸付金の貸付

5月24日 借入申込みのあった団体（4市5町）の事業に対し、愛媛県協会分〈別表1〉及び全国協会分〈別表2〉のとおり貸付を行った。

⑪ 資金貸付額の選定

12月17日 令和3年度長期貸付事業の3月分として、事業計画に基づき資金貸付総額25億円のうち、5月貸付後の残額1,605,500千円に対し、愛媛県市町振興課へ貸付予定団体及び金額の選定を依頼した。

⑫ 資金借入希望額の通知

1月28日 愛媛県市町振興課から借入希望団体の借入希望額の通知があった。

⑬ 長期貸付借入申込通知

2月9日 貸付対象団体（6市4町）に対し、関係書類を添付のうえ通知した。

⑭ 長期貸付の借入申込受付

2月25日 電子データにより借入申込受付を行い、貸付対象団体（6市4町）から長期貸付の借入申込みがあった。

⑮ 長期貸付の貸付利率について

3月1日 3月24日の貸付利率を全国協会に準じ、償還期間5年を年0.10%、10年、12年を0.20%、15年を0.30%と決定した。

⑯ 全国市町村振興協会資金の借入申込

3月9日 全国市町村振興協会へ349,200千円の借入申込みを行った。

⑰ 長期貸付の借入手続（案内）

3月11日 長期貸付の借入申込みのあった団体（6市4町）に対し、長期貸付決定の案内を行った。

⑱ 長期貸付金の貸付

3月24日 借入申込みのあった団体（6市4町）の事業に対し、愛媛県協会分〈別表3〉及び全国協会分〈別表4〉のとおり貸付を行った。

《別表1》 貸付日：令和3年5月24日

愛媛県協会資金 891,400千円

(9団体42事業)

(単位：千円)

団体名	事業名	事業種別	貸付額	償還期間
今治市	簡易型屋外子局取付事業	緊急防災・減災事業	3,900	12年
	防災通信システム高度化改修事業	緊急防災・減災事業	900	12年
	河川水位監視設備整備事業	緊急防災・減災事業	7,700	12年
	小学校屋内運動場トイレ改修事業	緊急防災・減災事業	53,600	12年
	中学校屋内運動場トイレ改修事業	緊急防災・減災事業	25,400	12年
宇和島市	市道住吉町14号線道路新設改良事業	合併特例事業	186,800	12年
	宇和島城周辺整備事業	合併特例事業	48,300	12年
西条市	消防車両等整備事業	防災対策事業	5,600	10年
	消防水利整備事業	合併特例事業	13,500	10年
	学校屋外トイレ整備事業	合併特例事業	8,100	10年
	丹原小学校施設長寿命化事業	合併特例事業	27,900	10年
	神拝小学校施設長寿命化事業	合併特例事業	21,700	10年
	楠河分団統合整備事業	緊急防災・減災事業	11,700	10年
伊予市	防災行政無線受信設備整備事業	緊急防災・減災事業	21,200	10年
	愛媛県災害情報システム高度化整備事業	緊急防災・減災事業	900	10年
	道路維持事業	公共施設等適正管理推進事業	7,900	15年
	補助災害復旧事業（H30同意）	補助災害復旧事業	20,900	10年
	補助災害復旧事業（R01同意）	補助災害復旧事業	200	10年
	単独災害復旧事業	補助災害復旧事業	14,600	10年
上島町	耐震性貯水槽設置事業	旧合併特例事業	13,900	10年
	災害情報伝達システム構築事業	緊急防災・減災事業	38,000	10年
	学校情報通信ネットワーク整備事業	学校教育施設等整備事業	20,300	10年
久万高原町	県事業（道路）負担金事業	合併特例事業	25,900	15年
	小型動力ポンプ付軽積載車整備事業	合併特例事業	3,200	5年
	耐震性貯水槽整備事業	合併特例事業	8,200	15年
松前町	下水路等整備（江川遊水池内排水路整備工事）	一般単独事業	4,500	10年
	消防詰所建設事業（第9分団消防詰所建設）	施設整備事業	31,900	15年
	消防詰所建設事業（第9分団消防詰所建設）（従来の補助裏分）	一般単独事業	21,700	15年
内子町	内子東自治センター耐震補強整備事業	合併特例事業	142,700	15年

愛南町	御荘夢創造館空調機器整備改修事業（旧合併特例事業）	合併特例事業	9,300	10年
	海洋資源開発センター整備改修事業（旧合併特例事業）	合併特例事業	10,500	10年
	愛南柑橘加工施設整備事業（旧合併特例事業）	合併特例事業	6,600	10年
	県営土木事業負担金（旧合併特例事業）	合併特例事業	14,500	10年
	町道中溝線外路肩改良事業（旧合併特例事業）	合併特例事業	300	10年
	町道湯立越田線道路改良事業（旧合併特例事業）	合併特例事業	16,700	10年
	町道太場2号線道路改良事業（旧合併特例事業）	合併特例事業	3,200	10年
	災害情報システム高度化事業負担金（緊急防災・減災事業）	緊急防災・減災事業	900	10年
	愛南町観光施設空調設備整備事業（山出憩いの里温泉）〔緊急防災・減災事業〕	緊急防災・減災事業	12,700	10年
	小中学校校内ネットワーク改修事業（学校教育施設等整備事業）	学校教育施設等整備事業	23,500	10年
	篠山小中学校校内ネットワーク改修事業負担金（学校教育施設等整備事業）	学校教育施設等整備事業	900	10年
	公営企業会計適用事業（下水道特会）〔公営企業会計適用〕	下水道事業	600	5年
	公営企業会計適用事業（浄化槽特会）〔公営企業会計適用〕	下水道事業	600	5年
	合計	(9団体 42事業)		891,400

《別表2》 貸付日：令和3年5月24日

全国協会資金 3,100千円 (1団体1事業) (単位：千円)

団体名	事業名	事業種別	貸付額	償還期間
上島町	簡易水道（公営企業会計移行事業）	水道事業	3,100	10年
合計	(1団体 1事業)		3,100	



《別表3》 貸付日：令和4年3月24日

愛媛県協会資金 642,000千円

(6団体14事業)

(単位：千円)

団体名	事業名	事業種別	貸付額	償還期間
松山市	常備消防用車両機械購入事業	緊急防災・減災事業	42,500	10年
	消防団車両機械購入事業	緊急防災・減災事業	30,600	10年
	消防用給油施設整備事業（繰越分）	緊急防災・減災事業	44,300	12年
	消防水利整備事業（繰越分）	緊急防災・減災事業	33,500	12年
今治市	常備消防施設整備事業（水槽付消防ポンプ自動車）	緊急防災・減災事業	73,500	15年
宇和島市	知永川緊急自然災害防止対策事業	緊急自然災害防止対策事業	4,800	12年
	千代浦川緊急浚渫事業	緊急浚渫推進事業	3,100	12年
	稲中川緊急浚渫事業	緊急浚渫推進事業	4,400	12年
	下波東地区河川護岸改修事業	緊急自然災害防止対策事業	9,100	12年
	消防詰所整備事業	緊急防災・減災事業	13,600	12年
八幡浜市	県営八幡浜漁港整備事業負担金	合併特例事業	29,600	12年
久万高原町	久万高原町光情報通信基盤整備事業	旧合併特例事業	338,800	15年
松前町	下水道等整備（江川遊水池内排水路整備工事）	一般事業	10,200	10年
	庁舎管理（庁舎自動火災報知設備更新工事）	一般事業	4,000	10年
合計	(6団体 14事業)		642,000	

《別表4》 貸付日：令和4年3月24日

全国協会資金 349,200千円

(4団体9事業)

(単位：千円)

団体名	事業名	事業種別	貸付額	償還期間
西条市	総合文化会館施設改修事業	旧合併特例事業	18,500	10年
伊予市	防災行政無線受信設備整備事業	緊急防災・減災事業	13,300	10年
	補助災害復旧事業（R01同意）	補助災害復旧事業	300	10年
上島町	長崎栈橋整備事業	合併特例事業	277,500	10年
	公共下水道（公営企業会計移行事業）	公営企業会計適用	7,400	10年
	農業集落排水（公営企業会計移行事業）	公営企業会計適用	3,600	10年
	浄化槽（公営企業会計移行事業）	公営企業会計適用	2,400	10年
愛南町	町道中溝線外路肩改良事業（旧合併特例事業）	旧合併特例事業	3,900	10年
	町道弓立越田線道路改良事業（旧合併特例事業）	旧合併特例事業	22,300	10年
合計	(4団体 9事業)		349,200	

(2) 貸付金償還

① 令和3年度分元利金払込通知書（上期分）

9月17日・24日 貸付団体に対し、「令和3年度分元利金払込通知書（上期分）」を送付し、全貸付団体から償還された。

② 令和3年度分元利金払込通知書（下期分）

3月17日・24日 貸付団体に対し、「令和3年度分元利金払込通知書（下期分）」を送付し、全貸付団体から償還された。

③ 令和3年度分元利金払込通知書（繰上分）

3月17日 愛南町に対し、「元利金払込通知書」を送付し、償還された。

(3) 貸付残高

令和3年度においては、貸付団体から長期貸付金の元金返済額2,224,582千円（繰上返済を含む）を受入、新たに1,885,700千円の貸付（6市5町・66件）を行い、同年度末における長期貸付の残高は、534件、16,857,450千円となった。

年度別内訳は、次のとおり。

《別表4》

年度別長期貸付額及び貸付残高

（単位：千円）

年度	当初貸付額					3年度償還額 金額	3年度末残高	
	件数	金額	利率				件数	金額
			全国	県				
				5月	3月			
昭和56年度	46	500,200	3.0		5.5	0	0	0
昭和57年度	54	549,000	3.0		5.5	0	0	0
昭和58年度	48	500,000	3.0		5.5	0	0	0
昭和59年度	41	500,000	3.0		5.5	0	0	0
昭和60年度	39	550,000	3.0		5.5	0	0	0
昭和61年度	37	750,000	3.0		注1	0	0	0
昭和62年度	32	850,000	3.0		3.0	0	0	0
昭和63年度	37	1,050,000	3.0		3.0	0	0	0
平成元年度	28	1,250,000	3.0		3.0	0	0	0
平成2年度	39	1,400,000	3.0		3.0	0	0	0
平成3年度	30	1,500,000	3.0		3.0	0	0	0
平成4年度	35	1,700,000	3.0		3.0	0	0	0
平成5年度	50	2,000,000	3.0		3.0	0	0	0
平成6年度	39	2,100,000	3.0		3.0	0	0	0
平成7年度	39	2,250,000	3.0		3.0	0	0	0
平成8年度	34	2,300,000	2.8		2.8	0	0	0
平成9年度	51	2,400,000	1.6		1.6	0	0	0

平成 10 年度	47	2,400,000	1.6		1.6	0	0	0
平成 11 年度	53	2,400,000	1.5		1.5	0	0	0
平成 12 年度	54	2,400,000	1.1		1.1	0	0	0
平成 13 年度	42	2,400,000	1.0		1.0	0	0	0
平成 14 年度	60	2,400,000	0.4		0.4	0	0	0
平成 15 年度	35	2,400,000	0.9		0.9	0	0	0
平成 16 年度	34	2,000,000	1.0		注 2	0	0	0
平成 17 年度	37	2,200,000			1.2	0	0	0
平成 18 年度	24	2,500,000			1.3	0	0	0
平成 19 年度	22	2,200,000			1.0	0	0	0
平成 20 年度	20	2,200,000			0.9	0	0	0
平成 21 年度	19	2,200,000			0.8	220,000	0	0
平成 22 年度	21	2,200,000			0.8	219,420	20	219,420
平成 23 年度	22	2,200,000			0.6	220,000	22	440,000
平成 24 年度	16	2,200,000			0.3	220,000	16	660,000
平成 25 年度	15	456,000			0.3	45,600	15	182,400
平成 26 年度	19	1,778,100			0.1	177,810	19	889,050
平成 27 年度	37	1,866,300		0.1	0.1	186,630	37	1,015,210
平成 28 年度	55	2,228,300		0.1	0.01	215,596	53	1,506,280
平成 29 年度	73	3,222,700		0.01	注 3	330,044	73	2,456,126
平成 30 年度	68	2,698,200	別表 5 のとおり			267,154	68	2,326,492
令和 元年度	73	2,920,900		〃		115,454	73	2,805,446
令和 2 年度	73	2,478,200		〃		274	73	2,477,926
令和 3 年度	66	1,885,700		〃		6,600	65	1,879,100
合計	1,664	75,983,600	—			2,224,582	534	16,857,450

注 1=3.0、5.0%で貸付 注 2=0.9、1.0%で貸付 注 3=0.2、0.05%で貸付

《別表 5》

平成 30 年度以降の貸付利率

		5 月貸付				3 月貸付			
		5 年	10 年	12 年	15 年	5 年	10 年	12 年	15 年
平成 30 年度	全国協会	0.01%	0.01%	0.01%	0.10%	0.01%	0.01%	0.01%	0.04%
	県協会	0.01%	0.01%	0.01%	0.10%	0.01%	0.01%	0.01%	0.04%
令和 元年度	全国協会	0.01%	0.01%	0.02%	0.06%	0.01%	0.01%	0.01%	0.03%
	県協会	0.01%	0.01%	0.02%	0.06%	0.01%	0.01%	0.01%	0.03%
令和 2 年度	全国協会	0.10%	0.10%	0.11%	0.14%	0.10%	0.10%	0.11%	0.20%
	県協会	0.10%	0.10%	0.11%	0.14%	0.10%	0.10%	0.11%	0.20%
令和 3 年度	全国協会	0.10%	0.10%	0.11%	0.20%	0.10%	0.20%	0.20%	0.30%
	県協会	0.10%	0.10%	0.11%	0.20%	0.10%	0.20%	0.20%	0.30%

① 愛媛県協会貸付残高

令和3年度においては、貸付団体から長期貸付金の元金返済額2,165,362千円（繰上返済を含む）を受入、新たに1,533,400千円の貸付（6市5町・56件）を行い、同年度末における長期貸付の残高は、479件、14,531,170千円となった。

年度別内訳は、次のとおり。

《別表6》

年度別長期貸付額及び貸付残高

（単位：千円）

年度	当初貸付額				3年度償還額	3年度末残高	
	件数	金額	利率		金額	件数	金額
			5月	3月			
昭和56年度	16	243,400		5.5	0	0	0
昭和57年度	28	299,000		5.5	0	0	0
昭和58年度	20	250,000		5.5	0	0	0
昭和59年度	20	250,000		5.5	0	0	0
昭和60年度	18	300,000		5.5	0	0	0
昭和61年度	18	500,000		注1	0	0	0
昭和62年度	19	600,000		3.0	0	0	0
昭和63年度	24	750,000		3.0	0	0	0
平成元年度	16	850,000		3.0	0	0	0
平成2年度	25	900,000		3.0	0	0	0
平成3年度	20	1,000,000		3.0	0	0	0
平成4年度	27	1,200,000		3.0	0	0	0
平成5年度	36	1,400,000		3.0	0	0	0
平成6年度	33	1,500,000		3.0	0	0	0
平成7年度	32	1,600,000		3.0	0	0	0
平成8年度	27	1,600,000		2.8	0	0	0
平成9年度	43	1,600,000		1.6	0	0	0
平成10年度	39	1,600,000		1.6	0	0	0
平成11年度	45	1,600,000		1.5	0	0	0
平成12年度	50	1,600,000		1.1	0	0	0
平成13年度	38	1,600,000		1.0	0	0	0
平成14年度	52	1,600,000		0.4	0	0	0
平成15年度	22	1,600,000		0.9	0	0	0
平成16年度	24	1,600,000		注2	0	0	0
平成17年度	37	2,200,000		1.2	0	0	0
平成18年度	24	2,500,000		1.3	0	0	0
平成19年度	22	2,200,000		1.0	0	0	0

平成 20 年度	20	2,200,000		0.9	0	0	0
平成 21 年度	19	2,200,000		0.8	220,000	0	0
平成 22 年度	21	2,200,000		0.8	219,420	20	219,420
平成 23 年度	22	2,200,000		0.6	220,000	22	440,000
平成 24 年度	16	2,200,000		0.3	220,000	16	660,000
平成 25 年度	15	456,000		0.3	45,600	15	182,400
平成 26 年度	19	1,778,100		0.1	177,810	19	889,050
平成 27 年度	37	1,866,300	0.1	0.1	186,630	37	1,015,210
平成 28 年度	55	2,228,300	0.1	0.01	215,596	53	1,506,280
平成 29 年度	73	3,222,700	0.01	注 3	330,044	73	2,456,126
平成 30 年度	62	2,106,000	別表 5 のとおり		207,934	62	1,793,512
令和 元年度	51	1,969,900	"		115,454	51	1,854,446
令和 2 年度	56	1,988,200	"		274	56	1,987,926
令和 3 年度	56	1,533,400	"		6,600	55	1,526,800
合計	1,297	61,091,300	-		2,165,362	479	14,531,170

注 1=3.0、5.0%で貸付 注 2=0.9、1.0%で貸付 注 3=0.2、0.05%で貸付

## ② 全国協会貸付残高

令和 3 年度においては、貸付団体から長期貸付金の元金返済額 59,220 千円を受  
入、新たに 352,300 千円の貸付（2 市 3 町・10 件）を行い、同年度末における長期  
貸付の残高は、55 件、2,326,280 千円となった。

年度別内訳は、次のとおり。

《別表 7》

### 年度別長期貸付額及び貸付残高

（単位：千円）

年度	当初貸付額				3 年度償還額	3 年度末残高	
	件数	金額	利 率		金額	件数	金額
			5 月	3 月			
昭和 56 年度	30	256,800		3.0	0	0	0
昭和 57 年度	26	250,000		3.0	0	0	0
昭和 58 年度	28	250,000		3.0	0	0	0
昭和 59 年度	21	250,000		3.0	0	0	0
昭和 60 年度	21	250,000		3.0	0	0	0
昭和 61 年度	19	250,000		3.0	0	0	0
昭和 62 年度	13	250,000		3.0	0	0	0
昭和 63 年度	13	300,000		3.0	0	0	0
平成 元年度	12	400,000		3.0	0	0	0
平成 2 年度	14	500,000		3.0	0	0	0

平成 3 年度	10	500,000		3.0	0	0	0
平成 4 年度	8	500,000		3.0	0	0	0
平成 5 年度	14	600,000		3.0	0	0	0
平成 6 年度	6	600,000		3.0	0	0	0
平成 7 年度	7	650,000		3.0	0	0	0
平成 8 年度	7	700,000		2.8	0	0	0
平成 9 年度	8	800,000		1.6	0	0	0
平成 10 年度	8	800,000		1.6	0	0	0
平成 11 年度	8	800,000		1.5	0	0	0
平成 12 年度	4	800,000		1.1	0	0	0
平成 13 年度	4	800,000		1.0	0	0	0
平成 14 年度	8	800,000		0.4	0	0	0
平成 15 年度	13	800,000		0.9	0	0	0
平成 16 年度	10	400,000		1.0	0	0	0
平成 30 年度	6	592,200	別表 5 のとおり		59,220	6	532,980
令和 元年度	22	951,000	〃		—	22	951,000
令和 2 年度	17	490,000	〃		—	17	490,000
令和 3 年度	10	352,300	〃			10	352,300
合計	367	14,892,300	—		59,220	55	2,326,280

## 2 市町村振興宝くじ交付金の交付事業（定款第4条第1項第2号）

### (1) 市町交付金

2月4日 本協会市町交付金交付規程に基づき、ハロウィンジャンボ宝くじ収益金のうち愛媛県から交付された交付金及び交付金から生ずる受取利息等を財源とし、本協会配分基準（均等割50%、人口割50%）により算出し、市町に対し交付した。

【交付額】 227,697,517円

《別表》 市町交付金一覧表 (単位：円)

市町名	令和3年度	平成13年度～令和2年度
松山市	48,676,276	889,973,280
今治市	18,747,910	528,201,058
宇和島市	11,763,863	250,995,088
八幡浜市	8,402,794	142,451,823
新居浜市	15,586,956	273,809,445
西条市	14,764,318	294,454,551
大洲市	9,202,915	193,854,886
伊予市	8,752,572	161,764,716
四国中央市	12,857,131	261,351,353
西予市	8,746,308	204,065,170
東温市	8,514,026	135,661,105
上島町	6,241,823	131,779,773
久万高原町	6,346,706	135,539,957
松前町	8,273,447	112,588,097
砥部町	7,430,154	117,115,442
内子町	7,028,316	130,389,240
伊方町	6,431,695	119,054,598
松野町	6,011,064	71,646,776
鬼北町	6,521,087	101,193,953
愛南町	7,398,156	177,000,265
計	227,697,517	4,432,890,576

(2) 基金交付金

6月22日 本協会基金交付金交付規程に基づき、サマージャンボ宝くじ収益金をもって愛媛県が協会に交付する愛媛県交付金を積み立てる基金積立金を財源とし、本協会配分基準（均等割50%、人口割50%）に基づき、市町に対し交付した。

【交付額】 239,043千円

《別表》

基金交付金一覧表

(単位：千円)

市町名	令和3年度	平成19年度～令和2年度
松山市	50,972	723,088
今治市	19,732	381,824
宇和島市	12,382	196,191
八幡浜市	8,833	119,840
新居浜市	16,370	226,696
西条市	15,491	233,945
大洲市	9,665	151,790
伊予市	9,189	131,701
四国中央市	13,512	206,803
西予市	9,192	155,244
東温市	8,935	116,041
上島町	6,547	102,821
久万高原町	6,669	105,574
松前町	8,675	102,176
砥部町	7,800	100,851
内子町	7,389	106,111
伊方町	6,756	97,004
松野町	6,311	68,916
鬼北町	6,850	87,703
愛南町	7,773	133,532
計	239,043	3,547,851



### 3 市町振興助成事業（定款第4条第1項第3号）

#### (1) 市町振興に伴うイベント等助成事業

イベント等の助成については、次の9市4町25事業に対し総額24,170千円を助成した。

(単位：円)

団体名	イベント名等	実施年月日	助成額	団体支出額
松山市	令和3年度平和資料展	令和3年7月22日～28日	530,000	1,215,695
	若者のライフデザイン支援事業	令和3年10月29日～11月2日	290,000	576,269
宇和島市	戯曲「玄朴と長英」公演事業	令和3年11月28日	1,230,000	2,447,100
八幡浜市	鼓動ワッ・アース・ツアー2021「童」	令和3年11月13日	1,200,000	2,393,623
	第3回タムメイン世界マーメイドアワード&フェスティバル日本大会	令和3年11月14日	1,550,000	4,000,000
	愛媛オールスターズジャズフェスティバル in 八幡浜	令和3年12月5日	1,250,000	2,970,000
新居浜市	にいほま SDGs アート・フェスティバル2021	令和3年12月4日～令和4年1月6日	2,000,000	4,333,436
	第5回あかがねマラソン	令和3年12月5日	1,930,000	4,716,000
西条市	いしづち山麓 SWEET ライド	令和3年11月7日	1,180,000	2,345,785
	スノーカーニバル in 石鎚	令和3年12月26日	290,000	1,000,000
	西条市うちぬきマラソン大会	令和4年1月10日	1,150,000	2,292,739
伊予市	夕焼けプラットフォームコンサート&しもなだ鱧まつり	令和3年9月4日	500,000	985,000
四国中央市	第14回書道パフォーマンス甲子園	令和3年7月25日	3,260,000	8,000,000
西予市	乙亥大相撲	令和3年11月27日	2,620,000	5,225,000
東温市	第36回どてかぼちやカーニバル&フォトコンテスト2021 in TOWN	令和3年10月11日～31日	400,000	800,000
上島町	上島町スポーツ振興事業（愛媛マンダリンバレー公式戦）	令和3年7月11日	230,000	454,125
松前町	第46回まさき文化祭	令和3年10月23日・24日	590,000	1,167,497
砥部町	砥部町国際交流サマースクール	令和3年8月7日～9日	450,000	900,000
	愛媛FC三世代交流イベント	令和3年10月10日	130,000	250,000
	シヨパンビレッジフェスティバル in 砥部町	令和3年11月14日	850,000	1,700,000
	芸術文化フェスタ	令和3年11月20日・21日	400,000	780,072

砥部町	坂村真民記念館開館10周年記念イベント	令和3年3月12日	410,000	803,595
松野町	まつの桃源郷マラソン大会オンライン2021	令和3年3月27日～4月11日	1,180,000	2,351,751
	ホルダリング® & スラックライン体験会	令和3年11月21日～令和4年3月6日	270,000	523,320
	第68回不器男忌俳句大会	令和4年2月20日	280,000	551,580
計 9市4町 25事業			24,170,000	52,782,587

(2) 情報セキュリティ監査助成事業

情報セキュリティ監査の助成については、次のとおり3,420千円を助成した。

(単位：円)

団体名	助成額	団体支出額
松山市	940,000	1,870,000
宇和島市	750,000	1,485,000
四国中央市	730,000	1,452,000
愛南町	1,000,000	2,021,000
合計	3,420,000	6,828,000

(3) メンタルヘルス対策事業助成金

4月23日 県・市町が連携して精神科医・保健師による相談体制を整備し、職員のメンタルヘルス対策の一層の充実強化を図るために実施する精神科医・保健師の共同設置をした愛媛県市町村職員共済組合に対して、2,500千円を助成した。

(4) 災害支援金

災害支援金については、該当なし。

#### 4 市町職員等研修事業（定款第4条第1項第4号）

##### （1）愛媛県研修所での研修事業

- ① 4月9日 愛媛県研修所で開催している市町職員研修、能力開発研修及び県・市町職員合同研修に要する経費（6,442千円）の支払について愛媛県知事と「令和3年度市町職員研修に係る協定」の締結を行った。

<各講座は次のとおり>

##### 【階層別研修】

- 市町中堅職員（年5回）
- 市町係長級研修（年3回）
- 市町課長級研修
- 部長級・次長級セミナー

##### 【専門研修】

- 財政運営実務講座
- 危機管理講座
- アサーティブコミュニケーション講座

##### 【県・市町合同研修】

- 行政法講座
- 民法講座
- 地方自治法講座（年2回）
- 法制執務講座
- 実践型地域政策づくり合宿
- 女性キャリアデザイン講座
- 政策法務講座
- 住民ニーズ調査実践講座
- 協働型フィールドワーク講座
- 問題発見・解決能力向上講座
- チームビルディング講座
- マネジメント能力講座
- 政策評価実践講座
- タイムマネジメント講座
- 広報戦略とマスコミ対応講座
- コーチング講座
- 文書力向上講座
- レジリエンス向上講座
- 折衝力・交渉力講座
- 地域経済分析システム（RESAS）活用講座
- ファシリテーション講座
- 実践営業力講座
- 業務効率向上講座（年2回）
- 経営分析基礎講座
- 文章力実践講座
- 自治体法務検定受検コース
- 課題解決創造力・実践力向上講座

##### 【出前講座】

- クレーム対応講座（年3回）

- ② 4月23日 令和3年度市町職員研修に係る協定書第2条の規程に基づき愛媛県研修所から提出のあった納入通知書により、1,882千円（上半期分）を支払った。

- ③ 11月5日 令和3年度市町職員研修に係る協定書第2条の規程に基づき愛媛県研修所から提出のあった納入通知書により、4,560千円（下半期分）を支払った。

- ④ 3月15日 同協定書第3条の規定に基づき提出のあった「令和3年度市町職員研修事業実績報告書」を受理し、実施内容について承認した。

区分	研 修 名	研修期間	研修終了者数
階 層 別 研 修	県・市町中堅研修 第41期	R3. 11. 16～11. 19	16
	第42期	R3. 12. 7～12. 10	18
	第43期	R4. 1. 18～1. 21	15
	第44期	R4. 1. 25～1. 28	13
	第45期	R4. 2. 1～2. 4	12
	市町係長級研修 第89期	R3. 10. 5～10. 8	30
	第90期	R3. 11. 9～11. 12	29
	第91期	R3. 12. 14～12. 17	30
	市町課長級研修 第42期	R3. 10. 28～10. 29	22
専 門 研 修	財務運営実務講座	R3. 10. 14～10. 15	17
	アサーティブコミュニケーション	R3. 9. 28	31
	危機管理（地震災害対策）講座	R4. 2. 14～2. 15	22
ス テ ー ジ ア ッ プ 研 修 （ 県 ・ 市 町 職 員 合 同 ）	民法講座	R3. 9. 21～9. 22	58
	地方自治法講座 第1回	R3. 7. 19～7. 20	19
	第2回	R3. 8. 2～8. 3	19
	法制執務講座	R3. 10. 18～10. 19	47
	女性職員キャリアデザイン講座	R3. 8. 5～8. 6	7
	住民ニーズ調査実践講座	R3. 8. 10～8. 12	3
	協働型フィールドワーク講座	R3. 11. 4～11. 5	9
	問題発見・解決能力向上講座	R4. 1. 13～1. 14	10
	チームビルディング講座	R3. 10. 26～10. 27	5
	マネジメント能力講座	R3. 11. 18～11. 19	8
	政策評価実践講座	R3. 11. 8～11. 9	7
	タイムマネジメント講座	R3. 7. 26～7. 27	5
	広報戦略とマスコミ対応講座	R3. 10. 20～10. 21	5
	コーチング講座	R4. 2. 8～2. 9	5
	文章力基礎講座	R3. 12. 13～12. 14	12
	レジリエンス向上講座	R3. 10. 4～10. 5	8
	折衝力・交渉力講座	R3. 12. 16～12. 17	9
	地域経済分析システム（RESAS）活用講座	R3. 10. 12～10. 13	6
	ファシリテーション講座	R3. 11. 25～11. 26	14
	実践営業力講座	R3. 12. 1～12. 2	4

	業務効率向上講座 第1回	R3.11.1～11.2	4
	第2回	R3.12.2～12.3	9
	経営分析基礎講座	R3.11.29～11.30	8
	文章力実践講座	R3.7.28～7.29	13
	自治体法務検定（政策法務）受験コース	R3.12.3	4
指導者養成研修	課題解決想像力・実践力向上講座	中止	
出前講座	クレーム対応講座	中止	
その他	部長級・次長級セミナー	R3.10.14	9
計			562

(2) 市町職員研修事業

実施なし

(3) 市町村職員中央研修所（市町村アカデミー）受講に係る助成

市町村職員中央研修所受講者への助成については、受講した次の3団体（8人）に対し、総額380千円を助成した。

団体名	人数	助成額	団体名	人数	助成額
松山市	2	102,800	伊予市	5	231,000
上島町	1	46,200			
計	8人		380,000円		

《市町村職員中央研修所の各市町等・研修別内訳》

〈課程・科目別、団体別修了者数〉

課程 科目	団体名																					
	松山市	今治市	宇和島市	八幡浜市	新居浜市	西条市	大洲市	伊予市	四国中央市	西予市	東温市	上島町	久万高原町	松前町	砥部町	内子町	伊方町	松野町	鬼北町	愛南町	一組等	
専門 広報の効果的実践 R3.11.24～12.2	1																					
上下水道事業の 経営管理 R3.12.6～10	1																					

特 別	監査委員特別セ ミナー R3. 4. 15～16											1																
	市町村議会議員 特別セミナー R3. 11. 4～5							5																				
	計	2						5				1																

(4) 全国市町村国際文化研修所（国際文化アカデミー）受講に係る助成

全国市町村国際文化研修所受講者への助成については、受講した次の2団体（7人）に対し、総額199,500円を助成した。

団体名	人数	助成額	団体名	人数	助成額
松山市	2	67,000	愛媛地方税 滞納整理機 構	5	132,500
計			7人		199,500円

《全国市町村国際文化研修所の各市町等・研修別内訳》

〈課程・科目別、団体別修了者数〉

区 分	科目	団体名																										
		松山市	今治市	宇和島市	八幡浜市	新居浜市	西条市	大洲市	伊予市	四国中央市	西予市	東温市	上島町	久万高原町	松前町	砥部町	内子町	伊方町	松野町	鬼北町	愛南町	一組等						
政 策	関係人口の創 出・拡大 ・ R3. 11. 15～17	1																										
	滞納整理の実践 と徴収マネジメント R3. 11. 8～12																										5	
幹 部 職 員	女性リーダーの ためのマネジメント研 修 R3. 11. 15～19	1																										
	計	2																										5

※一組等……愛媛地方税滞納整理機構

(5) 関係団体研修事業等に係る助成

関係団体研修事業等の助成については、次のとおり1,417,440円を助成した。

(単位：円)

団 体 名	研 修 名	助 成 額
愛媛県市議会議長会	愛媛県市議会観光振興議員連 盟広域観光推進研修会	200,000
愛媛県町村会	令和3年度町職員研修会	1,000,000
愛媛県町村議会議長会	令和3年度愛媛県町村議会議 員研修会	217,440
	計	1,417,440

## 5 市町の振興に関する情報提供事業（定款第4条第1項第5号）

### （1）令和3年度版「愛媛県市町要覧」の配布

3月30日 愛媛県市町振興課の編集により県内市町の行財政等の概況を掲載した「愛媛県市町要覧」（令和3年度版）を発行し、県内全市町及び関係団体へ配布した。

### （2）市町振興のための資料の配付

県内市町財政健全化を図ることを目的として、次の冊子を一括購入し、県内全市町へ配付した。

10月19日 令和3年10月「類似団体別市町財政指数表」

3月24日 地方財政要覧－令和3年12月－

### （3）地域づくり情報誌発行事業

- ① 4月1日 地域づくり情報誌発行事業に要する経費（3,894千円）について、公益財団法人えひめ地域政策研究センター理事長 森田浩治と「令和3年度地域づくり情報誌発行事業」の委託契約を締結した。

なお、同委託契約第6条の規定に基づき15日付けで公益財団法人えひめ地域政策研究センター理事長 森田浩治から提出された「令和3年度地域づくり情報誌発行事業計画書」を承認した。

◇ 「舞たうん」・発行回数 年2回 ・発行部数 各2,500部

県内各地で繰り広げられている「まちづくり・むらおこし」活動を紹介し、地域のまちづくり活動の情報発信と地域づくり活動者のネットワーク誌として、また、地域に根ざしたまちづくり情報誌として発行。

◇ 「えひめイベントBOX」・発行回数 年1回 発行部数 2,500部

年間を通じ県内各地で繰り広げられる、あらゆるジャンルのイベントを紹介し、まちづくりの気運の醸成を図る。

- ② 2月10日 令和3年度地域づくり情報誌発行事業委託契約書第11条の規定に基づき2月3日付けで公益財団法人えひめ地域政策研究センター理事長から提出のあった「令和3年度地域づくり情報誌発行事業委託料前金払請求書」を受理し3,894千円を支払った。



## II その他事業について

### 1 市町関係団体等への助成及び寄附

(1) 愛媛県市長会・愛媛県町村会を經由して行う助成

① 一般財団法人地域活性化センター年会費に係る助成

6月9日 一般財団法人地域活性化センターの令和3年度年会費2,170千円に充当するため、次のとおり助成した。

愛媛県市長会 1,540,000円

愛媛県町村会 630,000円

《参考》 『一般財団法人地域活性化センター』

〒107-0027 住所 東京都中央区日本橋2-3-4

日本橋プラザビル 13階

TEL 03(5202)6131 (代)

FAX 03(5202)0755

<http://www.chiiki-dukuri-hyakka.or.jp>

※ 活力あふれ、個性豊かな地域社会を実現するため、まちづくり、産業・文化おこし等、地域活性化のための諸活動を支援、地域振興の推進に寄与するため昭和60年に設立。

主な業務：地域活性化施策調査研究、地域活性化情報提供、コンサルタント、研修・交流、地域産品・観光等振興、イベント関連、ふるさと情報コーナーの運営等

② 松山空港利用促進協議会負担金に係る助成

9月8日 松山空港利用促進協議会の令和3年度負担金1,000千円として充当するため、次のとおり助成した。

愛媛県市長会 500,000円

愛媛県町村会 500,000円

《参考》 『松山空港利用促進協議会』

愛媛県企画振興部地域振興局交通対策課内

〒790-8570 住所 松山市一番町4丁目4-2

TEL 089(912)2250

FAX 089(912)2249

※ 県民の利便性の向上を図るとともに、県勢の発展を期するため、松山空港における国内路線網の拡充及び松山空港の国際化、他空港との交流を積極的に推進するため、平成3年に設立。

③ 愛媛県自転車新文化推進協会負担金に係る助成

9月22日 愛媛県自転車新文化推進協会の令和3年度負担金2,000千円として充当するため、次のとおり助成した。

愛媛県市長会 1,100千円

愛媛県町村会 900千円

《参考》 『愛媛県自転車新文化推進協会』

愛媛県企画振興部政策企画局自転車新文化推進課内

〒790-8570 住所 松山市一番町4丁目4-2

TEL 089(912)2234

FAX 089(921)2002

※ 自転車は「健康」、「生きがい」、「友情」を与えてくれるという自転車新文化を普及・拡大し、もっと交流人口の拡大と地域活性化を図るため平成28年に設立。

主な業務：自転車新文化の普及活動、市町のサイクリング大会や市町間の広域連携施策への支援、自転車新文化のための環境整備、調査研究、自転車関連産業の創出、自転車新文化推進のための広報・プロモーション活動

④ 日本貿易振興機構（ジェトロ）愛媛貿易情報センター運営負担金に係る助成

3月17日 日本貿易振興機構（ジェトロ）愛媛貿易情報センターの令和3年度事業運営費2,462千円として充当するため、次のとおり助成した。

愛媛県市長会 2,327千円

愛媛県町村会 135千円

《参考》 『日本貿易振興機構（ジェトロ）愛媛貿易情報センター』

〒791-8057 住所 松山市大可賀2丁目1-28

「アイテムえひめ」内

TEL 089(952)0015

FAX 089(952)8588

※ 市場の国際化促進のため、海外経済情報の収集・提供、輸入促進、産業協力・技術交流の促進等事業実施のため、平成3年設立。（日本貿易振興会は、昭和33年7月25日設立。）

主な事業内容：講演会・セミナー等の開催、国内及び海外における見本市展示会事業、輸入促進事業、貿易相談事業、海外経済情報資料の収集、提供地方情報誌の発行等

(2) 地域医療学講座への寄附

10月26日 愛媛大学の地域医療学講座へ16,000千円を寄附した。

(3) 愛媛県自治会館新会館建設への寄附

10月26日 愛媛県自治会館の新会館建設に要する令和3年度経費の一部として、建設団体である愛媛県市町総合事務組合へ100,000千円を寄附した。

(4) その他

全国市町村振興協会関係資料の送付

「会報」を県関係団体へ回送した。

7月7日 会報6月号 (第109号)

10月5日 会報9月号 (第110号)

2月3日 会報1月号 (第111号)

## 2 市町村振興宝くじに係る広報宣伝事業

(1) 市町村振興宝くじ(サマージャンボ関係)

① 市町等へ発売についての周知

4月30日 県内全市町・関係団体に対して令和3年度サマージャンボ宝くじ発売概要の周知及び広報誌への掲載方を依頼した。

5月10日 サマージャンボ宝くじ及びハロウィンジャンボ宝くじの両宝くじ販売促進策として市町で「特設売場」の設置について照会を行い、次の3市が常設売店等での販売希望があった。

今治市 宇和島市 八幡浜市

5月17日 県内市町に対して全国市町村振興協会作成の市町村広報誌用PRデータを送付し、広報誌への掲載方依頼した。

6月25日 県内全市町・関係団体及び愛媛県市町振興課、各地方局・支局、県関係施設に対し、受託金融機関(みずほ銀行)作成のPRポスターの掲示(ポスター到着~令和3年8月13日(金))方依頼した。

② 本協会における広告の実施

4月30日 啓発宣伝に伴い広告会社による入札を行い、「いよてつ総合企画」の宝くじ発売促進の企画に決定した。

SNS広告・webマーケティング

LocationAD(特定エリアに対する広告)

デジタル・交通広告

松山市駅、まつちかタウンビジョン、銀天街・大街道ビジョン

愛媛新聞

7月11日 掲載

③ 発売実績

【全 国】

区 分	発売計画	発売実績額	前年度比較
ジャンボ	69,000,000,000 円	52,103,807,100 円	△7,032,798,000 円
ミニ	21,000,000,000 円	14,772,832,200 円	△439,399,200 円
計	90,000,000,000 円	66,876,639,300 円	△7,472,197,200 円

【愛媛県】

区 分	発売実績額	前年度比較	収益金配分額	前年度比較
ジャンボ	547,771,800 円	△98,457,300 円	228,765,404 円	△64,114,621 円
ミニ	176,170,800 円	△6,571,800 円	78,484,516 円	5,118,799 円
計	723,942,600 円	△105,029,100 円	307,249,920 円	△58,995,822 円

[広報宣伝]

令和3年度市町村振興宝くじ（サマージャンボ）発売概要

- 1 発 売 額 69,000,000,000 円（23 ユニット）
- 2 証 票 単 価 300 円
- 3 発 売 場 所 全国の宝くじ売場
- 4 発 売 期 間 令和3年7月13日（火）～8月13日（金）
- 5 抽 せ ん 日 令和3年8月25日（水）
- 6 当 せ ん 金 支 払 期 間 令和3年8月30日（月）～令和4年8月29日（月）
- 7 当 せ ん 金 発売総額 69,000,000,000 円（23 ユニット）

等 級	当せん金	本 数
1 等	500,000,000 円	23 本
1 等の前後賞	100,000,000 円	46 本
1 等の組違い賞	100,000 円	2,277 本
2 等	10,000,000 円	46 本
3 等	1,000,000 円	230 本
4 等	50,000 円	2,300 本
5 等	10,000 円	230,000 本
6 等	3,000 円	2,300,000 本
7 等	300 円	23,000,000 本

令和3年度市町村振興宝くじ（サマージャンボミニ）発売概要

- 1 発 売 額 21,000,000,000 円（7 ユニット）
- 2 証 票 単 価 300 円
- 3 発 売 場 所 全国の宝くじ売場
- 4 発 売 期 間 令和3年7月13日（火）～8月13日（金）
- 5 抽 せ ん 日 令和3年8月25日（水）
- 6 当 せ ん 金 支 払 期 間 令和3年8月30日（月）～令和4年8月29日（月）
- 7 当 せ ん 金 発売総額 21,000,000,000 円（7 ユニット）

等 級	当せん金	本 数
1 等	30,000,000 円	28 本
1 等の前後賞	10,000,000 円	56 本
2 等	50,000 円	21,000 本
3 等	10,000 円	280,000 本
4 等	3,000 円	700,000 本
5 等	300 円	7,000,000 本

④ 交付金の受入・基金積立状況

交付金については、「愛媛県ふるさと振興資金交付要綱」に基づき申請し、次表のとおり受け入れた。

交付金のうち全国市町村振興協会へ 10%相当額を納付、基金充当事業(118,000千円)を除く残額を基金として積み立てた。

(単位：円)

愛媛県交付金			全国協会 納付額 ②	基金充 当事業 ③	本協会 積立額 ①－②－③
種 類	受 入 年 月 日	金 額 ①			
収益金(確定)		307,249,920	30,724,991	118,000,000	158,524,929
ジャンボ	R3.10.26	(228,765,404)	(22,876,540)	(118,000,000)	(87,888,864)
ミニ		(78,484,516)	(7,848,451)		(70,636,065)
時効金		25,545,385	2,554,538		22,990,847
ジャンボ	R3.11.30	(21,771,061)	(2,177,106)		(19,593,955)
ミニ		(3,774,324)	(377,432)		(3,396,892)
計		332,795,305	33,279,529	118,000,000	181,515,776
前年度比較		△57,752,592	△5,775,259	△200,000,000	148,022,667

(2) 市町村振興宝くじ (ハロウィンジャンボ関係)

① 市町等へ発売についての周知

7月30日 県内全市町・関係団体に対して令和3年度ハロウィンジャンボ宝くじの発売概要の周知及びPRの推進について依頼した

8月20日 県内市町に対して全国市町村振興協会作成の市町村広報誌用PRデータを送付し、広報誌への掲載方依頼した。

9月3日 県内全市町・関係団体及び愛媛県市町振興課、各地方局・支局、県関係施設に対し、受託金融機関(みずほ銀行)作成のPRポスターの掲示(ポスター到着～令和3年10月22日(金))方依頼した。

② 本協会における広告の実施

S N S 広告・w e b マーケティング

LocationAD（特定エリアに対する広告）

デジタル・交通広告

松山市駅、まつちかタウンビジョン、銀天街・大街道ビジョン

愛媛新聞

9月20日 掲載

③ 発売実績

【全 国】

区 分	発売計画	発売実績額	前年度比較
ジャンボ	33,000,000,000 円	28,145,928,900 円	1,057,585,500 円
ミニ	15,000,000,000 円	9,852,476,400 円	2,137,491,300 円
計	48,000,000,000 円	37,998,405,300 円	3,195,076,800 円

【愛媛県】

区 分	発売実績額	前年度比較	収益金配分額	前年度比較
ジャンボ	305,674,500 円	20,783,400 円	160,090,394 円	36,038,272 円
ミニ	120,668,400 円	28,967,400 円	49,050,473 円	14,426,902 円
計	426,342,900 円	49,750,800 円	209,140,867 円	50,465,174 円

[広報宣伝]

令和3年度新市町村振興宝くじ（ハロウィンジャンボ）発売概要

- 1 発 売 額 33,000,000,000 円（11ユニット）
- 2 証 票 単 価 300 円
- 3 発 売 場 所 全国の宝くじ売場
- 4 発 売 期 間 令和3年9月22日（水）～10月22日（金）
- 5 抽 せ ん 日 令和3年10月29日（金）
- 6 当 せ ん 金 令和3年11月4日（木）～令和4年11月3日（木）
- 7 支 払 期 間
- 7 当 せ ん 金 発売総額 33,000,000,000 円（11ユニット）

等 級	当せん金	本 数
1 等	300,000,000 円	11 本
1 等の前後賞	100,000,000 円	22 本
1 等の組違い賞	100,000 円	1,089 本
2 等	5,000,000 円	22 本
3 等	1,000,000 円	550 本
4 等	50,000 円	11,000 本
5 等	10,000 円	220,000 本
6 等	3,000 円	1,100,000 本
7 等	300 円	11,000,000 本

令和3年度新市町村振興宝くじ（ハロウィンジャンボミニ）発売概要

- 1 発 売 額 15,000,000,000 円（5ユニット）
- 2 証 票 単 価 300 円
- 3 発 売 場 所 全国の宝くじ売場
- 4 発 売 期 間 令和3年9月22日（水）～10月22日（金）
- 5 抽 せ ん 日 令和3年10月29日（金）
- 6 当 せ ん 金 令和3年11月4日（木）～令和4年11月3日（木）
- 7 支 払 期 間
- 7 当 せ ん 金 発売総額 15,000,000,000 円（5ユニット）

等 級	当せん金	本 数
1 等	30,000,000 円	20 本
1 等の前後賞	10,000,000 円	40 本
2 等	50,000 円	20,000 本
3 等	10,000 円	200,000 本
4 等	3,000 円	500,000 本
5 等	300 円	5,000,000 本



④ 交付金の受入・基金積立状況

交付金については、「愛媛県ふるさと振興資金交付金交付要綱」に基づき申請し、次表のとおり受け入れた。

2月4日 市町交付金交付細則に基づき、227,697,517円を交付した。

(単位：円)

愛媛県交付金等			市町交付金	
種 類	受入年月日	金 額	交付年月日	交付金額
収益金(確定)	R3.12.28	209,140,867	R4.2.4	227,697,517
時効金	R4.2.4	18,554,025		
小 計		227,694,892		
前年度繰越		13		
利息		2,612		
小 計		2,625		
合 計		227,697,517	計	227,697,517
前年度比較		59,279,832		

(3) 宝くじ公式サイトでのインターネット販売PR助成関係

① 広報誌の広告掲載

2月10日 令和3年度も宝くじ公式サイト会員数の更なる増加に向けたPRに補助金を交付し、売上向上を繋げることを目的に一般財団法人全国市町村振興協会がみずほ銀行の協力を得て行うもので、県内各市町へ広報誌掲載及びイベントPRの協力を依頼した。

4月9日 広報誌掲載への掲載補助金申請書の提出のあった下記市町へ宝くじ公式サイトでのインターネット販売PR広報誌への掲載を依頼した。

八幡浜市(7月号・10月号) 四国中央市(9月号・12月号)  
上島町(8月号) 砥部町(8月号・9月号)

9月17日 広報誌掲載助成金として砥部町に対して28,000円を助成した。

10月22日 広報誌掲載助成金として八幡浜市に対して30,000円を助成した。

11月29日 広報誌掲載助成金として上島町に対して30,000円を助成した。

1月12日 広報誌掲載助成金として四国中央市に対して150,000円を助成した。

### III 総務関係

#### 1 会議関係

##### (1) 本協会関係等

###### ① 理事会

###### 第1回臨時理事会

4月19日 評議員会の招集の決議については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第96条及び本協会定款第33条第2項の規定に基づき理事会の決議の省略を行い、理事及び監事の全員から同意を得て、令和3年4月19日決議があったものとみなされた。

(議案)

第1号議案 令和3年度第1回臨時評議員会の招集について

###### 第1回定例理事会

6月3日 「ANAクラウンプラザホテル」(松山市)において開催した。会議では、次の議案について審議され、原案のとおり決定又は承認された。

また、職務執行状況について報告するとともに、令和3年度サマージャンボ宝くじの発売計画について説明し、了承された。

(議案)

第1号議案 令和2年度事業報告について

第2号議案 令和2年度決算報告について

第3号議案 令和3年度定時評議員会の開催について

(報告)

第1号報告 職務執行状況について

###### 第2回臨時理事会

6月18日 6月22日開催予定の定時評議員会の出席者が過半数とならないことによる、再度の評議員会の招集の決議については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第96条及び本協会定款第33条第2項の規定に基づき理事会の決議の省略を行い、理事及び監事の全員から同意を得て、令和3年6月18日決議があったものとみなされた。

(議案)

第1号議案 令和3年度定時評議員会の招集について

###### 第3回臨時理事会

7月16日 愛媛県自治会館新会館の竣工に伴う主たる事務所移転については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第96条及び本協会定款第33条第2項の規定に基づき理事会の決議の省略を行い、理

事及び監事の全員から同意を得て令和3年7月16日に決議があったものとみなされた。

(議案)

第1号議案 主たる事務所の移転について

#### 第2回定例理事会

3月16日 「愛媛県自治会館」(松山市)において開催した。会議では、次の議案について審議され、原案のとおり決定又は承認された。

また、職務執行状況について報告し了承された。

(議案)

第1号議案 令和4年度事業計画について

第2号議案 令和4年度収支予算について

第3号議案 令和3年度第2回臨時評議員会の開催について

(報告)

第1号報告 職務執行状況について

#### ② 評議員会

##### 令和3年度第1回臨時評議員会

4月30日 監事(2名)の辞任に伴う補欠選任について、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第194条第1項の規定に基づき、評議員の全員から同意を得て、令和3年4月30日に決議があったものとみなされた。

(議案)

第1号議案 監事の辞任に伴う補欠選任について

監事 森 佑布 (愛媛県総務部総務管理局市町振興課長)

第2号議案 監事の辞任に伴う補欠選任について

監事 武智 茂記 (愛媛県市長会事務局長)

##### 定時評議員会

6月28日 定時評議員会の決議事項について、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第194条第1項の規定に基づき、評議員の全員から同意を得て、令和3年6月28日に決議があったものとみなされた。

(議案)

第1号議案 令和2年度事業報告及び決算の承認について

第2号議案 評議員の辞任に伴う補欠選任について

評議員 玉井 敏久 (西条市長)

評議員 安川 哲生 (大洲市議会議長)

評議員 河野 忠康 (久万高原町長)

評議員 菊地 幸雄 (内子町議会議長)

第 3 号議案 理事の辞任に伴う補欠選任について

理事 武智 邦典（伊予市長）

理事 西岡 利昌（砥部町議会議長）

臨時評議員会

3月30日 「愛媛県自治会館」において開催した。会議では、次の議案について審議され、原案のとおり承認又は決定された。

（議 案）

第 1 号議案 令和 4 年度事業計画の承認について

第 2 号議案 令和 4 年度収支予算の承認について

第 3 号議案 評議員の辞任に伴う補欠選任について

評議員 本多 幸雄（愛南町議会事務局長）

③ 令和 2 年度資産状況等の監査

5月27日 「松山大手町ビル」（松山市）において、令和 2 年度の業務及び資産の状況並びに収支決算について、森監事、武智監事及び酒井監事の監査を受けた。

なお、監査に先立って5月24日、県市町振興課 大西行政係長、同課 瀬戸主事から事務監査を受けた。

(2) 理事の就任・辞任

任期：令和 2 年 6 月 25 日～令和 4 年度定時評議員会の終結の時

氏名	役職名	就任年月日	退任年月日
石川 勝行	新居浜市長	令和 2 年 6 月 25 日	令和 3 年 6 月 28 日
赤松 紀幸	松野町議会議長	令和 2 年 6 月 25 日	令和 3 年 6 月 28 日
武智 邦典	伊予市長	令和 3 年 6 月 28 日	
西岡 利昌	砥部町議会議長	令和 3 年 6 月 28 日	

(3) 監事の就任・辞任

任期：令和 2 年 6 月 25 日～令和 6 年度定時評議員会の終結の時

氏名	役職名	就任年月日	退任年月日
森 佑布	愛媛県市町振興課長	令和 3 年 4 月 30 日	
武智 茂記	愛媛県市長会事務局長	令和 3 年 4 月 30 日	

#### (4) 評議員の就任・辞任

任期：令和2年6月25日～令和6年度定時評議員会の終結の時

氏名	役職名	就任年月日	退任年月日
岡原 文彰	宇和島市長	令和2年6月25日	令和3年6月28日
永易 英寿	前新居浜市議会議長	令和2年6月25日	令和3年6月28日
岡本 靖	松前町長	令和2年6月25日	令和3年6月28日
竹内 一則	前伊方町議会議長	令和2年6月25日	令和3年6月28日
柏原 準	愛媛県町村議会議長会 常務理事	令和2年6月25日	令和4年3月31日
玉井 敏久	西条市長	令和3年6月28日	
安川 哲生	大洲市議会議長	令和3年6月28日	
河野 忠康	久万高原町長	令和3年6月28日	
菊地 幸雄	内子町議会議長	令和3年6月28日	

## 2 その他

### (1) 事業報告書等の報告

7月2日 「令和2年度事業報告書」及び「令和2年度決算報告書」を知事あて報告した。

### (2) 本協会役員及び評議員の変更報告

- ① 4月21日 3月24日付け理事の変更及び3月31日付け代表理事の変更に伴う登記が完了し知事あて報告した。
- ② 5月14日 4月30日付け監事の変更に伴う登記が完了し知事あて報告した。
- ③ 7月2日 6月28日付け理事及び評議員の変更に伴う登記が完了し知事あて報告した。

### (3) 主たる事務所の変更報告

8月11日 7月26日付け主たる事務所の変更に伴う登記が完了し知事あて報告した。

### (4) 事業計画等の送付

3月31日 「令和4年度事業計画」及び「令和4年度収支予算書」を知事あて報告した。

## IV 基金積立状況

### 1 サマージャンボ宝くじに係る交付金

・前年度末基金積立額	3, 803, 423, 832円	……	A
・本年度基金積立額	2, 346, 877, 776円	……	B
県交付金	( 181,515,776 )		
償還金	( 2,165,362,000 )		
・本年度貸付金等として取崩額	1, 805, 651, 920円	……	C
長期貸付金	( 1,533,400,000 )		
基金交付金	( 239,043,000 )		
助成事業	( 33,208,920 )		
・差引基金積立額 (A + B - C)	4, 344, 649, 688円		

#### 【管理方法】

伊予銀行譲渡性預金	100,000,000円
伊予銀行譲渡性預金	233,279,000円
伊予銀行譲渡性預金	1,440,869,779円
伊予銀行スーパー定期	2,170,000円
愛媛銀行譲渡性預金	1,000,000,000円
愛媛銀行譲渡性預金	670,550,909円
第333回利付国債(10年)	100,000,000円
第152回利付国債(20年)	99,950,000円
三井住友信託銀行(特約付自由金利)	100,000,000円
東京電力パワーグリッド(株)第45回社債(10年)	100,000,000円
東京電力パワーグリッド(株)第46回社債(15年)	100,000,000円
九州電力(株)第492回社債(20年)	100,000,000円
関西電力(株)第544回社債(10年)	99,740,000円
ソフトバンク(株)第16回社債(10年)	98,825,000円
武田薬品工業(株)第16回社債(10年)	99,265,000円

### 2 ハロウィンジャンボ宝くじに係る交付金

・前年度末基金積立額	13円	……	A
・収入	227, 697, 504円	……	B
県交付金	( 227,694,892 )		
受取利息	( 2,612 )		
・支出			
市町交付金	227, 697, 517円	……	C
・差引基金積立額 (A + B - C)	0円		

#### 【管理方法】

伊予銀行普通預金	0円
----------	----

## V 参考資料

### 1 市町振興に伴うイベント等助成金交付要領

#### 1 趣 旨

公益財団法人愛媛県市町振興協会（以下「協会」という。）は、県内市町の振興に伴う事業の一助として、市町が地域活性化につながるイベント及びシンポジウム、フォーラム、サミット等（以下「イベント等」という。）の開催に要する経費を助成する。

#### 2 助成の対象

助成の対象となるイベント等は、次のいずれにも該当するものとする。

なお、当該事業が計画どおり終了したイベントに限るものとし、理由の如何にかかわらず、中止の場合は対象としない。

(1) 市町または当該事業を実施する民間団体に補助する市町に対して助成する。

民間団体とは ① 地域の自治会等

② 商工、農・林・漁業協同組合等の産業経済団体

③ 文化協会、体育協会等の文化スポーツ団体

④ 地域づくり団体、実行委員会、協議会等

⑤ その他市町が認める団体

(2) 市町の振興、活性化につながることを目的としたものとする。

(3) 営利は目的としないことを原則とする。

#### 3 助成金額

(1) 助成限度額は、1市町400万円とする。

(2) 協会は、1イベント等につき市町が20万円以上支出した額の2分の1を400万円を限度として助成する。ただし、当該事業の収支決算において不用額（繰越額）が生じた場合は、市町が支出した額から当該不用額を減額した額の2分の1を助成する。

なお、助成金に1万円未満の端数を生じたときは、これを切り上げるものとする。

(3) 上記(2)により計算された額が10万円未満の場合は助成しない。

[助成金]

1事業あたり 10万円～400万円

内訳

事業費	助成限度額
20万円以上 800万円未満	イベント等事業に当該市町が支出した額の2分の1
800万円以上	400万円

#### 4 助成金の交付申請

助成金の交付を申請する市町は、事業を実施する2週間前までに協会に交付申請書（様式第1号）を提出するものとする。

#### 5 助成金の交付決定

協会は、交付申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、助成金の交付を決定し、当該市町に通知するものとする。

#### 6 助成金の変更交付申請

市町は、助成金の交付決定を受けたイベント等について、助成金の額が変更となる場合、あらかじめ協会に変更交付申請書（様式第2号）を提出するものとする。

#### 7 助成金の変更交付決定

協会は、変更交付申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、助成金の交付を決定し、当該市町に通知するものとする。

#### 8 助成金の請求及び実績報告

市町が助成金を請求するときは、当該事業終了後、1箇月以内に助成金交付請求書（様式第3号）及び実績報告書（様式第4号）、また、事業に係る書類を添えて協会に提出しなければならない。

#### 9 助成金の交付

協会が前項の書類を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、助成金を当該市町に交付するものとする。

#### 10 記録報告書の提出

市町及び当該市町から補助の交付を受けた民間団体は、シンポジウム、フォーラム、サミットについては、終了後、速やかに「記録報告書」を作成し、協会に提出するものとする。

#### 11 その他

この要領に規定するもののほか必要な事項は、理事長がその都度定める。

#### 附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。



## 2 市町村職員中央研修所受講者助成金交付要領

### 1 趣 旨

公益財団法人愛媛県市町振興協会（以下「協会」という。）は、市町（一部事務組合を含む。）職員等の能力の向上を図ることを目的として、市町職員等が、市町村職員中央研修所で受講した場合に市町に対して、予算の範囲内で、その経費の一部を助成する。

### 2 助成金額

#### (1) 受講経費助成金

助成金は、市町が市町村職員中央研修所に納入した研修受講経費の金額とする。

#### (2) 旅費助成金

研修参加に伴う旅費として、1人当たり40,000円を助成する。

### 3 助成金の交付申請

助成金の交付を申請する市町は、協会に交付申請書（別記様式）を提出するものとする。

なお、この交付申請書は、当該受講者の研修終了後に行うものとし、申請書には、市町村職員中央研修所から交付される修了証書の写（特別セミナーの受講者は除く。）を添付するものとする。

### 附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

### 3 全国市町村国際文化研修所受講者助成金交付要領

#### 1 趣 旨

公益財団法人愛媛県市町振興協会（以下「協会」という。）は、市町（一部事務組合を含む。）職員等の国際化対応能力の向上を図ることを目的として、市町職員等が、全国市町村国際文化研修所で受講した場合に市町に対して、予算の範囲内で、その経費の一部を助成する。

#### 2 助成金額

##### (1) 受講経費助成金

助成金は、市町が全国市町村国際文化研修所に納入した研修受講経費の金額（ただし、海外研修費を除く。）とする。

##### (2) 旅費助成金

研修参加に伴う旅費として、1人当たり20,000円を助成する。

ただし、e-learning等の旅費を伴わない研修については助成しない。

#### 3 助成金の交付申請

助成金の交付を申請する市町は、協会に交付申請書(様式第1号)を提出するものとする。

なお、この交付申請書は、当該受講者の研修終了後に行うものとし、申請書には、全国市町村国際文化研修所から交付される修了証書の写又は受講証明書の写（特別セミナーの受講者は除く。）を添付するものとする。

また、短期間の研修により修了証書及び受講証明書が発行されない場合については、受講証明書発行依頼書（様式第2号）でもって、当該市町から全国市町村国際文化研修所に依頼するものとする。

#### 附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

## 4 情報セキュリティ監査助成金交付要領

### 1 趣 旨

公益財団法人愛媛県市町振興協会（以下「協会」という。）は、行政手続のオンライン化など電子自治体構築に向けた支援として、各市町が個人情報を含む各種情報資産及び情報システムの適切な運用管理を徹底するために実施する情報セキュリティ対策及び情報漏洩対策に対して必要な経費の助成を行う。

### 2 助成の対象

助成の対象は、各市町で運用管理している情報システムのセキュリティ及び情報漏洩対策を点検・評価し改善していくために、各市町が外部監査機関に委託して実施する「情報セキュリティ監査」に要する経費とする。

### 3 助成金額

協会は、予算の範囲内において、1市町につき100万円を限度として「情報セキュリティ監査」実施に必要な経費の2分の1を助成する。ただし、助成金に1万円未満の端数を生じたときは、これを切り上げるものとする。

### 4 助成金の交付申請

助成金の交付を申請する市町は、監査を実施する1月前までに協会に交付申請書（様式第1号）を提出するものとする。

### 5 助成金の交付決定

協会は、交付申請書を受理した場合は、その内容を県と協議のうえ審査し、適当と認めるときは、助成金の交付を決定し、当該市町に通知するものとする。

### 6 助成金の請求及び実績報告

助成金の交付決定を受けた市町が、助成金を請求するときは、監査終了後、助成金交付請求書（様式第2号）及び実績報告書（様式第3号）を協会に提出しなければならない。

### 7 助成金の交付

協会は、前項の書類を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、助成金を当該市町に交付するものとする。

#### 附則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

## 5 市町関係団体研修事業等助成金交付要領

### 1 趣 旨

公益財団法人愛媛県市町振興協会（以下「協会」という。）は、市町の振興を積極的に図ることを目的として、愛媛県市長会、愛媛県町村会、愛媛県市議会議長会及び愛媛県町村議会議長会（以下「関係団体」という。）が研修事業等を実施する場合に、その実施に要する経費を助成する。

### 2 助成の対象

助成の対象となる事業は、次のとおりとする。

- ① 市町の振興を図るための研修事業
- ② その他協会が助成金の交付の趣旨を達成するため特に必要と認める事業

### 3 助成金額

助成金は、予算の範囲内において、助成対象事業の実施に要する経費の10分の10以内とし、1団体当たり総額100万円を限度とする。

### 4 助成金の交付申請

助成金の交付を申請する関係団体は、助成金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、協会に提出するものとする。

### 5 助成金の交付決定

協会は、交付申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、助成金の交付を決定し、当該団体に通知するものとする。

### 6 助成金の変更交付申請

関係団体は、助成金の交付決定を受けた研修事業等について、助成金の額が変更となる場合、あらかじめ協会に変更交付申請書（様式第2号）を提出するものとする。

### 7 助成金の変更交付決定

協会は、変更交付申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、助成金の交付を決定し、当該関係団体に通知するものとする。

### 8 助成金の請求及び実績報告

助成金の交付決定を受けた関係団体が、助成金を請求するときは、助成金交付請求書（様式第3号）及び実績報告書（様式第4号）に関係書類を添えて、協会に提出しなければならない。

### 9 助成金の交付

協会は、前項の書類を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、助成金を関係団体に交付するものとする。

### 附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

## 6 公益財団法人愛媛県市町振興協会基金交付金交付規程

平成 19 年 2 月 20 日 制 定（規程第 1 号）

平成 20 年 2 月 19 日 一部改正（規程第 3 号）

平成 24 年 3 月 29 日 一部改正（規程第 1 号）

（趣旨）

第 1 条 この規程は、公益財団法人愛媛県市町振興協会（以下「協会」という。）が、市町村振興宝くじの収益金をもって愛媛県が協会に交付する愛媛県交付金を積み立てる基金積立金を財源として、市町に交付する交付金について、必要な事項を定めるものとする。

（交付金の名称）

第 2 条 交付金の名称は、「基金交付金」とする。

（基金交付金の額）

第 3 条 基金交付金の額は毎年度 2 億円と市町村振興宝くじに係る収益金等をもって愛媛県が協会に交付する前年度の交付金額の 100 分の 10 に相当する額との合計額を上限とし、当該年度の収支予算でこれを定める。

（市町への配分基準）

第 4 条 基金交付金の市町への配分については、公益財団法人愛媛県市町振興協会市町交付金配分基準に定めるところにより算出する。ただし、人口については、前年度末日現在の住民基本台帳人口を適用する。

（基金交付金の対象事業）

第 5 条 基金交付金の対象となる事業は、地方財政法（昭和 23 年法律第 109 号）第 32 条に規定する事業で、市町が必要とするものとする。

（会計処理）

第 6 条 協会は、基金交付金について公益目的事業会計において経理するものとし、収支予算に計上するものとする。

（基金交付金を受けた市町の報告）

第 7 条 基金交付金の交付を受けた市町は、その使途について協会に報告するものとする。

（補則）

第 8 条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関して必要な事項は、理事長が定める。

附 則（平成 19 年規程第 1 号）

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年規程第 3 号）

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年規程第 1 号）

この規程は、公益財団法人愛媛県市町振興協会の移行の登記の日から施行する。

## 公益財団法人愛媛県市町振興協会基金交付金交付細則

平成 19 年 2 月 20 日 制 定 (細則第 1 号)

平成 24 年 3 月 30 日 一部改正 (細則第 1 号)

平成 30 年 2 月 2 日 一部改正 (細則第 2 号)

(趣旨)

第 1 条 この細則は、公益財団法人愛媛県市町振興協会基金交付金交付規程（以下「規程」という。）第 8 条の規定に基づき、公益財団法人愛媛県市町振興協会（以下「協会」という。）が市町に交付する基金交付金の交付について必要な事項を定めるものとする。

(交付の単位)

第 2 条 基金交付金（均等割額及び人口割額の合計額）の単位は、千円単位とし、千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

(基金交付金の交付時期)

第 3 条 協会は、基金交付金を当該年度の 6 月 30 日までに市町に交付するものとする。

(交付決定の通知)

第 4 条 協会は、交付金額を決定したときは、様式第 1 号の基金交付金決定通知書により市町に通知するものとする。

(基金交付金の支払申請)

第 5 条 前条の通知を受けた市町は、様式第 2 号の基金交付金支払申請書により基金交付金の支払を申請するものとする。

(交付を受けた市町の報告)

第 6 条 規程第 7 条に規定する基金交付金の交付を受けた市町は、交付金を受けた翌年度の 5 月 31 日までに、基金交付金の使途について、様式第 3 号の事業実績報告書により協会に報告するものとする。

附 則（平成 19 年細則第 1 号）

この細則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年細則第 1 号）

この細則は、公益財団法人愛媛県市町振興協会の移行の登記の日から施行する。

附 則（平成 30 年細則第 2 号）

この細則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

## 7 公益財団法人愛媛県市町振興協会市町交付金交付規程

平成 13 年 11 月 5 日 制 定 (規程第 1 号)

平成 17 年 2 月 21 日 一部改正 (規程第 8 号)

平成 24 年 3 月 29 日 一部改正 (規程第 2 号)

(趣旨)

第 1 条 この規程は、公益財団法人愛媛県市町振興協会（以下「協会」という。）が市町に配分する市町交付金について、必要な事項を定めるものとする。

(交付金の財源)

第 2 条 市町交付金は、新市町村振興宝くじの収益金のうち本県分全額を都道府県が協会に交付する交付金を財源とする。

(市町への配分基準)

第 3 条 市町交付金の市町への配分については、協会が客観的な指標等により、別に定める配分基準によって行う。

(交付金の対象事業)

第 4 条 市町交付金の対象となる事業は、地方財政法（昭和 23 年法律第 109 号）第 32 条に規定する事業で、市町が必要とするものとする。

(会計処理)

第 5 条 協会は、市町交付金について公益目的事業会計において経理するものとし、収支予算に計上するものとする。

(預金利息等)

第 6 条 市町交付金の預金から生じる利息等は、収支予算に計上して、市町交付金に編入するものとする。

(交付金を受けた市町の報告)

第 7 条 市町交付金の交付を受けた市町は、その用途について協会に報告するものとする。

(補 則)

第 8 条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関して必要な事項は、理事長が定める。

附 則 (平成 13 年規程第 1 号)

この規程は、平成 13 年 11 月 5 日から施行する。

附 則 (平成 17 年規程第 8 号)

この規程は、団法人愛媛県市町村振興協会寄附行為の一部を変更する寄附行為の施行の日から施行する。

附 則 (平成 24 年規程第 2 号)

この規程は、公益財団法人愛媛県市町振興協会の移行の登記の日から施行する。

## 市町交付金配分基準

平成 14 年 2 月 19 日  
平成 16 年 2 月 24 日 改正  
平成 17 年 2 月 21 日 改正  
平成 24 年 3 月 30 日 改正  
平成 29 年 2 月 9 日 改正

公益財団法人愛媛県市町振興協会市町交付金交付規程（以下「交付規程」という。）第 3 条の規定に基づく新市町村振興宝くじの収益金による市町交付金の配分基準は、次に定めるところにより算出する。

- ・ 交付金の総額のうち、2 分の 1 を均等割、2 分の 1 を人口割とする。
- ・ 人口は、発売年度の 9 月末日における住民基本台帳を適用する。
- ・ 均等割の市町数については、平成 18 年度分から市町合併に伴い激変緩和措置として 10 年間、別表のとおり算出する。

ただし、平成 17 年度分までの市町数は、70 市町とし、算出した均等割額は、合併後の市町へ併せて交付する。

### 附 則

この配分基準は、財団法人愛媛県市町振興協会市町交付金交付規程（平成 13 年 11 月 5 日理事会議決）に基づき平成 14 年 2 月 19 日から施行し、平成 13 年度分から適用する。

### 附 則

この配分基準は、平成 16 年 2 月 24 日から施行し、平成 15 年度分から適用する。

### 附 則

この配分基準は、財団法人愛媛県市町村振興協会寄附行為の一部を変更する寄附行為の施行の日から施行する。

### 附 則

この配分基準は、公益財団法人愛媛県市町振興協会の移行の登記の日から施行する。

### 附 則

この配分基準は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

別 表

## 交付金配分の市町数の算定

均等割の基準となる市町数を算出するに当たり、合併により減少した市町村数（ $\alpha$ ）を毎年度 10 分の  $\alpha$  ずつ段階的に減少させていくこととする。

### 計算方式

(1) 平成 18 年度	$N - (1 \times \alpha \div 10)$
(2) 平成 19 年度	$N - (2 \times \alpha \div 10)$
(3) 平成 20 年度	$N - (3 \times \alpha \div 10)$
(4) 平成 21 年度	$N - (4 \times \alpha \div 10)$
(5) 平成 22 年度	$N - (5 \times \alpha \div 10)$
(6) 平成 23 年度	$N - (6 \times \alpha \div 10)$
(7) 平成 24 年度	$N - (7 \times \alpha \div 10)$
(8) 平成 25 年度	$N - (8 \times \alpha \div 10)$
(9) 平成 26 年度	$N - (9 \times \alpha \div 10)$
(10) 平成 27 年度	$N - \alpha$

N：合併前市町村数

$\alpha$ ：合併により減少した市町村数

※市町数は、前年度の 9 月末日現在の市町数を算定の基礎とする。



## 市町交付金交付細則

平成14年2月19日	制 定	(細則第1号)
平成15年2月18日	一部改正	(細則第1号)
平成17年2月21日	一部改正	(細則第3号)
平成24年3月30日	一部改正	(細則第2号)
平成25年2月 5日	一部改正	(細則第1号)
平成30年2月 2日	一部改正	(細則第1号)

(趣旨)

第 1 条 この細則は、公益財団法人愛媛県市町振興協会市町交付金交付規程（以下「規程」という。）第 8 条の規定に基づき、公益財団法人愛媛県市町振興協会（以下「協会」という。）が市町に交付する市町交付金の交付について必要な事項を定めるものとする。

(交付の単位)

第 2 条 市町交付金の単位は、1 円単位とする。

(預金利息等の取扱い)

第 3 条 市町交付金の預金から生じる利息等は、交付金と合せて交付するものとする。

(交付金の交付時期)

第 4 条 協会は、市町交付金を当該年度の 3 月 31 日までに市町に交付するものとする。

(交付決定の通知)

第 5 条 協会は、交付金額を決定したときは、様式第 1 号の市町交付金決定通知書により市町に通知するものとする。

(交付金の支払申請)

第 6 条 前条の通知を受けた市町は、様式第 2 号の市町交付金支払申請書により交付金の支払を申請するものとする。

(交付を受けた市町の報告)

第 7 条 規程第 7 条に規定する市町交付金の交付を受けた市町は、交付金を受けた翌年度の 5 月 31 日までに、市町交付金の使途について、様式第 3 号の事業実績報告書により協会に報告するものとする。

附 則 (平成 13 年細則第 1 号)

この細則は、平成 14 年 2 月 19 日から施行する。

附 則 (平成 15 年細則第 1 号)

この細則は、平成 15 年 2 月 18 日から施行し、平成 14 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 17 年細則第 3 号)

この細則は、財団法人愛媛県市町村振興協会寄附行為の一部を変更する寄附行為の施行の日から施行する。

附 則 (平成 24 年細則第 2 号)

この細則は、公益財団法人愛媛県市町振興協会の移行の登記の日から施行する。

附 則 (平成 25 年細則第 1 号)

この細則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 30 年細則第 1 号)

この細則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

## 地方財政法第 32 条に規定する事業

(基金交付金交付規程第 5 条・市町交付金交付規程第 4 条関係)

### 1 事業

- (1) 公共事業
- (2) 公益の増進を目的とする事業で地方行政の運営上緊急に推進する必要があるものとして総務省令で定める事業

### 2 総務省令で定める事業

地方財政法第 32 条に規定する総務省令で定める事業は、次に掲げる事業であつて、第 1 号については令和 9 年度までの間に、第 2 号、第 7 号から第 9 号までについては令和 6 年度までの間に、第 3 号から第 6 号まで及び第 10 号については令和 5 年度までの間に、第 11 号については令和 3 年度までの間に、第 12 号については令和 4 年度までの間に行われるものとする。

- 一 国際交流その他の地域の国際化の推進に係る事業
- 二 地方公共団体がその運営に相当程度関与する博覧会、見本市、展示会、文化行事その他の催しであつて総務大臣が当せん金付証票に係る市場の状況等を勘案して指定するものの運営に係る事業又はその他の催しの運営の助成に係る事業
- 三 地域における人口の高齢化、少子化等に対応するための施策に係る事業
- 四 衛星通信網の活用その他の地域の情報化に係る事業
- 五 美術館、図書館、文化会館等芸術・文化活動の拠点となる施設の運営の充実その他の地域における芸術・文化の振興に係る事業
- 六 大規模な風水害、地震、津波、火災、干害、冷害等の災害対策及びこれらの災害の予防に係る事業
- 七 地域産業の高度化、新産業の創出、雇用機会の増大その他の地域経済の活性化に係る事業
- 八 特定非営利活動等の地域における社会貢献活動に係る事業
- 九 地球温暖化対策、リサイクルの推進等地域における環境の保全及び創造に係る事業
- 十 地域における共通の課題に対応するための調査及び研究並びに人材の育成に係る事業
- 十一 令和 3 年に開催される東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会の準備及び運営に係る事業
- 十二 令和 4 年に開催されるワールドマスターゲームズ 2021 関西の準備及び運営に係る事業

## 9 公益財団法人愛媛県市町振興協会災害支援金交付規程

平成 30 年 11 月 1 日 制定 (規程第 1 号)

(趣旨)

第 1 条 地震、風水害、火災その他の大規模災害が発生した県内市町に対し、その復旧対策の促進が図られるよう災害支援金を交付する。

(対象市町)

第 2 条 災害支援金は、次のいずれかに該当する市町に交付する。

(1) 災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の適用を受けた市町

(2) 災害の実情により理事長が特に認めた市町

(災害支援金の額)

第 3 条 災害支援金の額は、次に掲げる住家が全壊した棟数（以下、「全壊棟数」という。）

に応じた額を基準として、市町ごとに積算するものとする。

ただし、全壊棟数が 30 棟未満でも、全壊棟数が 25 棟以上で、一部損壊や床下浸水の被害が甚大であるなど、その災害の実情により理事長が特に認める場合には、全壊棟数を 30 棟として取り扱うことができる。

全壊棟数	災害支援金の額
30 棟以上 ～ 40 棟未満	30 万円
40 棟以上 ～ 50 棟未満	40 万円
50 棟以上 ～ 60 棟未満	50 万円
60 棟以上 ～ 80 棟未満	60 万円
80 棟以上 ～ 100 棟未満	80 万円
100 棟以上 ～ 150 棟未満	100 万円
150 棟以上 ～ 200 棟未満	150 万円
200 棟以上 ～ 300 棟未満	200 万円
300 棟以上 ～	300 万円

2 前項のほか、災害の実情により半壊は 2 分の 1、床上浸水は 3 分の 1 をそれぞれ全壊棟数に加算する。

3 第 1 項及び第 2 項のほか、全壊棟数が 30 棟以上で、死者及び行方不明者がある場合には、死者及び行方不明者 1 名につき 5 万円を加算する。

4 全壊棟数を早期に把握することが困難である場合には、住家の棟数をもって災害支援金の額を定める。

5 災害支援金の最高限度額は、1 市町ごとに総額 500 万円とする。

(大規模災害等の特例)

第4条 大規模な災害等で前条各項により処理し難い場合は、その災害の実情、社会的影響等を勘案し、別途対応するものとする。

(災害支援金の交付)

第5条 理事長は、市町への災害支援金の交付を決定した場合は、当該市町へ通知の上、速やかに交付するものとする。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施について必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、平成30年11月1日から施行し、平成30年4月1日以降に発生した災害から適用する。

